

○狹山市中小企業・小規模企業者振興基本条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業者の振興に関し、基本理念を定め、市、中小企業者等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業及び小規模企業者の振興を総合的に推進し、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち、法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び、小規模企業者をいう
- (4) 経済団体 狹山商工会議所その他の市内で事業者の事業活動の支援等を行う団体をいう。
- (5) 産業支援機関 中小企業者等の経営相談、技術支援等を行う公的機関等をいう。
- (6) 大企業者 中小・小規模企業以外の企業であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力を尊重することを基本として行われなければならない。

- 2 小規模企業の振興は、小規模企業者が地域経済の安定及び地域住民の生活の向上に果たす役割の重要性に鑑み、その事業の持続的な発展が図られるよう特に配慮されなければならない。
- 3 中小企業及び小規模企業の振興は、市、中小企業者、経済団体、産業支援機関等が、相互の理解及び連携の下に、それぞれの役割を果たし、協働して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業及び小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、小規模企業者の経営資源の確保が特に困難であることを踏まえ、小規模企業者の実情に応じた適切な配慮をするものとする。

（中小企業者の役割）

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応し、事業基盤の強化、経営革新等に自主的に努めるものとする。

（小規模企業者の役割）

第6条 小規模企業者は、基本理念にのっとり、地域に密着した事業活動を通じて、需要に的確に応える商品又はサービスを提供し、地域経済の安定並びに地域社会及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第7条 市内で事業を営む大企業者は、その事業活動が地域経済に与える影響の大きさを自覚し、

中小企業者との連携等に努め、地域経済の発展に協力するものとする。

(経済団体・産業支援機関の役割)

第8条 経済団体及び産業支援機関は、中小企業者等の経営の向上に資する支援及び情報の提供等に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(基本的施策)

第9条 市は、次に掲げる中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的施策を実施するものとする。

- (1) 経営基盤の強化及び経営革新の促進に関すること。
- (2) 小規模企業者の事業の持続的発展及び経営の安定に必要な支援に関すること。
- (3) 地域資源の活用、高付加価値化及びブランド化の推進に関すること。
- (4) 企業立地の促進並びに既存企業の操業環境の保全及び整備に関すること。
- (5) 創業の促進及び事業承継の円滑化に関すること。
- (6) 事業活動に必要な人材の確保及び育成に関すること。

(連携体制の構築)

第10条 市は、施策の効果的な推進を図るため、市役所関係部局間の連携を密にするとともに、経済団体、産業支援機関、金融機関等との緊密な連携体制を構築するものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。